

第 1 回保健福祉審議会議事録

開催日時：平成 26 年 9 月 25 日（木） 13：30～15：00

開催場所：役場庁舎委員会室（2 階）

協議事項：「太子町老人福祉計画（第 7 次）及び第 6 期介護保険事業計画」（案）について

出席委員：嵯峨山敏委員 龍田孝夫委員 廣岡平和委員 廣橋吉三委員 三木玲子委員

上森俊正委員 稗田ゆかり委員 竹本敏子委員 斧淵利雄委員

欠席委員：福田幸代委員 天野博之委員

事務局：井手俊郎生活福祉部長 井上仁社会福祉課長 栗岡正則副課長

説明員：木村和義さわやか健康課長 杉原勝由副課長 栗岡佳代係長 田中秀彦主任主査

説明補助員：株式会社ぎょうせい より 2 名

発 言 者	内 容
事務局	定刻になりました。ただいまから平成 26 年度第 1 回太子町保健福祉審議会を開会いたします。本日の審議会の日程は、お手元に配付しております次第に従いまして進めさせていただきます。それでは審議会の開会にあたり、北川町長からごあいさつ申し上げます。
北川町長	皆さん、こんにちは。委員の皆さんにおかれましては、公私何かと御多忙の中、本日の保健福祉審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。平素は、本町の保健福祉施策の推進をはじめ、町政各般に渡りましてご高配を賜っておりますこと、改めまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。 この度、太子町老人福祉計画第 7 次及び第 6 期介護保険事業計画案について、諮問させていただきますが、ご存知のように国では医療介護総合推進法が成立いたしました。団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする 2025 年問題や将来の人口減少社会を見据え、医療介護のあり方を見直そうとするものであります。 介護分野では大きな見直しが行われ、費用の負担増に加え、サービスの利用が一部規制されております。そのサービスの面では、2015 年以降新たに特養へ入所する人は、原則要介護 3 以上に限られます。 また、軽度の介護が必要な要支援 1、2 の対象者は利用サービスの一部が国から市町村事務事業へ移管され、地域支援事業となるために、自治体による格差も懸念されているところでございます。 それでは慎重な審議をいただき、答申が得られますようよろしく申し上げます。また委員の皆さまから忌憚のないご意見をお受けいたしまして、よりより計画を策定していきたいと考えておりますので、活発な審議をお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。平成 26 年 4 月 1 日付けで、委員の改選がございました。

	ので、新しくなられた委員の皆様を御紹介させていただきます。
各委員	【事務局が委員紹介、委員あいさつ】
事務局	【行政側紹介】
事務局	本会議は、11名の委員で構成されており、本日は、9名の委員に出席いただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上の方が出席しておりますので、ただいまから審議会を開会いたします。本日の司会は、私、社会福祉課栗岡が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、会長の選出に入らせていただきます。平成26年4月1日付けで、委員が改選されましたので、現在会長が不在となっております。選出方法につきましては、審議会条例第5条第1項に委員の互選によるとの規定がありますので、委員の皆様から、御推薦をいただきたいと思います。どなたか御推薦いただけませんか。
三木委員	社会福祉協議会の廣橋委員にお願いしてはいかがでしょうか。
事務局	ただいま三木委員から、廣橋委員の会長就任をと御推薦がありました。委員の皆様にご異存がないようでしたら、拍手をもってご承認いただきたいと思います。 (委員拍手)
事務局	ありがとうございます。委員皆様の推薦によりまして、廣橋委員が会長に選出されました。それではここで、新会長からごあいさつをいただきます。廣橋会長、よろしくお願いいたします。
廣橋会長	ただいま、皆さん方の全員の賛同で会長に選出をされました、廣橋でございます。皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、大変御苦勞さまでございます。前日に配付されました、資料を拝見をいたしました。が、介護保険の制度が再び大きく変わろうとしているようでございます。今回の計画は、高齢者福祉にとって、根幹となる重要なものですので、慎重に御審議いただき、忌憚のない意見を出していただき、適正な妥当な答申をしていきたいと思っております。最後までよろしくお願いいたします。以上でございます。
事務局	ありがとうございました。では、会長、会長席の方に移動をお願いいたします。ではこれから北川町長から廣橋会長に諮問をお願いいたします。

北川町長	太健康第 1784 号、平成 26 年 9 月 25 日、太子町保健福祉審議会会長様。老人福祉計画（第 7 次）第 6 期介護保険事業計画について（諮問）。老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定により策定する次期老人福祉計画（第 7 次）第 6 期介護保険事業計画について貴審議会に諮問いたします。太子町長北川嘉明。よろしくお願いいたします。
事務局	それではただいまから審議に入らせていただきます。議長は審議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、会長が議長を務めることとされておりますので、これからの議事進行につきましては、廣橋会長にお願いいたします。なお、町長はここで退出させていただきます。
北川町長	よろしくお願いいたします。
事務局	では、会長、よろしくお願いいたします。
廣橋会長	座って議事を進めさせていただきます。それでは、ただいまより、議長を務めさせていただきます。委員の皆様方には、改めまして御協力のほどよろしくお願いいたします。ここで審議会に入る前に、審議会条例第 5 条第 3 項の規定に基づきまして、会長職務代理者といたしまして廣岡平和委員を、議長より指名させていただきます。
廣岡委員	よろしくお願いいたします。
廣橋会長	また、本日の審議会議録の署名委員も審議会規則第 4 条第 2 条の第 2 項の規定に基づきまして、議長より指名させていただきます。署名委員は、廣岡平和委員、三木玲子委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。 それでは、ただいま、北川町長より、諮問がございました案件につきまして、皆様で審議をしていただきます。本日の説明員につきましては、さわやか健康課職員が行います。説明員として木村課長、杉原副課長、栗岡係長。また、説明補助員として、諮問いたします両計画の策定業務を町から委託しております、株式会社ぎょうせいの野村課長代理、並びに西山研究員の出席を求めています。 それでは、議案老人福祉計画第 7 次、第 6 期介護保険事業計画について説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
説明員	よろしくお願いいたします。それでは座って説明をさせていただきます。諮問事項の老人福祉計画第 7 次及び第 6 期介護保険事業計画について御説明申し上げます。今回はお示しできる計画の素案がまだ出来上がっておりませんので、計画の概要についての説明となりますが、その前に、本計画の法的位置づけと計画期間につ

	いて御説明をいたします。 【概要説明】 それでは、事前に配付をさせていただいております資料に基づきまして、次第にあります案件の1、2の制度改正の概要策定スケジュールについて私のほうから御説明いたします。 【資料説明】 既に皆さんにお配りしております資料の4ページ6ページにつきましても今説明いたしました補足的な内容が書いてありますので、解らなければ、あとの質疑でお答えしたいと思います。これで案件1、2について説明を終わらせていただきます。質疑につきましましては、後の資料説明すべてが終わりましてから、一括にてお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次の案件3、4の高齢者を取り巻く現状、第5期計画期間における介護保険サービス実績についての説明を副課長の杉原から説明いたします。
説明員	それでは引き続きましてご説明させていただきます。 【資料説明】
説明員	それでは最後に、案件5のアンケート調査結果につきまして、委託業者である株式会社ぎょうせいさんのほうから説明をさせていただきます。
説明補助員	株式会社ぎょうせいの西山と申します。お手元のアンケート調査結果報告書の方、ちょっと厚いものですがご覧いただけますでしょうか。設問集が多いので時間の関係もありますのでポイントのみご紹介させていただきます。 【資料説明】
説明員	以上で説明を終わらせていただきます。
廣橋会長	ただいま議案の老人福祉計画（第7次）第6期介護保険事業計画について、説明をいただきました。非常に詳細に渡っての説明でございましたが、非常に範囲が広うございますが、皆さん方のこの説明に対してのご質問をお受けしたいと思います。質問、意見を述べられる方は、氏名を述べられた上、質問、ご意見を出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。何でも結構ですから、出してください。何か質問、ご意見はございませんか。
上森委員	あの先程ですね、一番最初にあの説明していただきました、介護保険制度の改正の主な内容についてということで会議資料1から補足資料の1から3ですけども、その中身の理解についてなかなか難しいということで、まあ今日いただいたもんなんです。それとそれから事前に配っていただいた資料、太子町の老人福祉計

	画第7次、それから第6期の介護保険事業計画。まあこれとの関連性なり整合性というんですかね、位置づけがいまいち、あの淡々とした説明の中で、私自身なかなか理解できない部分があって、まあ、はっきり言うて何を質問させてもうてえんかなあと、というのが私の感想でございます。あとですね、数字的なグラフとかそういうなんも、説明していただいた中身というの、事前に資料をいただいて目を通しておりましたので、相当についてはそういうな推移があるんかなあとか、いま説明を聞いてある程度の理解はできたいうか、いう感じはするんですけど、まあ全体的にこの本題の老人福祉計画なり、介護保険事業の計画についての理解が、いまいち咀嚼するに至っていないというところがありましたので、何を質問させてもらたらえんか分からんし、今も内容でのちぐはぐなところがあるかと思いましたが、以上ちょっと感想を述べさせていただきました。以上です。
説明員	はい、大変申し訳ございませんでした。今日お配りした補足資料の1から3につきまして、てっきり当初に手元資料として配付してあるものというふうに私勘違いしておりまして、事前に見ていただいておるものと、思っておりました。それにつきましては、お詫び申し上げます。で、書いてある中身につきましては、事前にお配りしてます、1ページから3ページのもの、と今日お配りしたもののっていうのは、文章表現が違うだけで、中身については全く同じことでございます。今回の介護の法律改正によって今後こういう風になりましたよっていう中身を集約して解り易くしたものが、今日お配りした資料という風に考えていただければ結構かなと思います。で、あと案件3の高齢者を取り巻く現状っていうのが、今現在太子町ではどのようなになっているのかなというこの資料だという風にご理解願えたらなと思います。実際にいま第5期の介護事業計画が動いておるわけですが、この辺を含めまして太子町の現状はこうですよということを、ご説明申し上げました。で、最後のアンケートにつきましては、これから作っていく中身についてどんなニーズがあるのかとか、それに対する人がどれくらいいらっしゃるのかっていうことを調べるためのアンケートでございまして、今日の結果を踏まえまして、これから作業を行う策定計画の基となる資料という風にご理解願えたらと思います。
廣橋会長	ありがとうございます。他に質問、意見ございませんか。質問、意見が無いようですので、これで質疑は終わりたいと思います。本案の、老人福祉計画第(7次)、第6期介護保険事業計画につきましては、継続審議にいたしたいと思います。本日予定いたしておりました案件が終了いたしましたので、これで本日の審議会を閉会とします。委員の皆様方には、本審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。心より感謝、お礼申し上げます。それではこれをもちまして審議会を終わらせていただきたいと思います。

事務局	また、次回の審議会が11月に予定されておりますので、それまでまた皆さん方、今日いただきました資料を含めて、前日いただきました資料を重ね合わせてよく熟読していただきまして、次回の審議会に臨んでいただきたいと思います。 また、説明の方も今日のように、資料の不備の無いように、どうぞその点よろしくお願い申し上げます。それでは、これでもちまして本日の審議会を終了させていただきます。どうも皆さんありがとうございました。 会長、議長役どうもありがとうございました。本日予定しておりました案件が終了いたしましたので、これで本日の審議会を閉会いたします。誠にどうもありがとうございました。
-----	--

太子町保健福祉審議会規則第4条の規定によりここに署名する。

平成27年 々 月 / 日

署名委員 廣岡 平和

署名委員 三木 玲子